

令和5年宇治田原町決算特別委員会

令和5年9月19日

午前10時開議

議事日程(第1号)

- 日程第1 議案第54号 令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について  
(総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分)
- 日程第2 議案第54号 令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について  
(福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分)
- 日程第3 議案第55号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第56号 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第57号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1. 出席委員

委員長	2番	榎木憲法	委員
副委員長	9番	上野雅央	委員
	1番	山内実貴子	委員
	3番	馬場哉	委員
	4番	森山高広	委員
	5番	山本精	委員
	6番	宇佐美まり	委員
	8番	今西利行	委員
	10番	原田周一	委員
	12番	浅田晃弘	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるも

のは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君												
副	町	長	山	下	康	之	君											
教	育	長	奥	村	博	已	君											
政	策	監	星	野	欽	也	君											
総	務	担	当	理	事	奥	谷	明	君									
建	設	事	業	担	当	理	事	垣	内	清	文	君						
教	育	次	長	黒	川	剛	君											
総	務	課	長	村	山	和	弘	君										
総	務	課	課	長	補	佐	飯	田	謙	吾	君							
総	務	課	課	長	補	佐	西	尾	岳	士	君							
企	画	財	政	課	長	中	地	智	之	君								
企	画	財	政	課	課	長	補	佐	岡	本	博	和	君					
税	住	民	課	長	廣	島	照	美	君									
福	祉	課	長	中	村	浩	二	君										
福	祉	課	課	長	補	佐	太	田	智	子	君							
健	康	対	策	課	長	岡	崎	一	男	君								
健	康	対	策	課	課	長	補	佐	奥	西	正	浩	君					
子	育	て	支	援	課	長	岩	井	直	子	君							
子	育	て	支	援	課	課	長	補	佐	小	川	英	人	君				
宇	治	田	原	保	育	所	長	山	下	愛	子	君						
地	域	子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長	時	田	美	喜	代	君
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	長	谷	川	み	ど	り	君		

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○委員長（榎木憲法） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏は、観測史上最も暑い夏と言われ、「地球沸騰化」という新しい言葉まで登場しました。また、台風や線状降水帯による豪雨が今年も各地で発生しており、先月に京都府北部でも被害が発生したところです。これから台風シーズンを迎えるに当たり、十分な注意と警戒が必要であると感じているところでございます。

9月4日の本会議で決算特別委員会が設置され、図らずも私が委員長を仰せつかりました。上野副委員長共々よろしくお願い申し上げます。

本日より4日間にわたり、令和4年度一般会計をはじめとする各会計の決算認定に係る審査に入るわけでございますが、本委員会も限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ここで、上野副委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（上野雅央） 改めまして、おはようございます。

副委員長に選任されました、上野でございます。榎木委員長を補佐し、円滑な進行に努めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（榎木憲法） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

決算特別委員会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、各委員におかれましては、大変公私ご多用のところ、9月定例会開会中の決算特別委員会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆さんもご存じのとおり、この9月13日に第二次岸田再改造内閣が発足したわけでございます。人口減少また経済対策、また外交、安全保障など、我が国が掲げる最重要課題についてしっかりと取り組んでいただきまして、国民全てが安全・安心な暮らしができるように国づくりをしっかりと行っていただくことを期待しております。

また、9月14日に阪神タイガースが18年ぶりにセ・リーグ優勝を決め、関西地方を中心とした大変な盛り上がりを見せたところでございます。今年は、WBC（ワールドベースボールクラシック）を皮切りにバスケットボールワールドカップ、そして現在、ラグビーワールドカップが開催されております。残念ながら、先日日本は1敗をしたとこ

ろでございますけれども、サモア、アルゼンチン等に勝ち進み、1次リーグを突破していただきたいというふうに思っておるところでございます。

本町においても、皆様もご参加いただきましたけれども、維孝館中学校では既に体育大会が行われました。また、10月21日には小学校の運動会が行われます。そして、10月1日には町民体育大会をリニューアルし、町民スポーツフェスティバルが開催され、秋の深まりとともにスポーツの祭典が、目白押しとなっております。

また、10月1日には茶まつり、また5日から8日まで伝統ある三社祭も行われますし、また各地域で秋祭りの予定をされておるとお聞きをしておるところでございます。

そういった中で、アフターコロナの中、スポーツの秋、また伝統文化の秋、本番ということで、皆様にもできるだけいろいろなところでご参加をいただければというふうに思っておるところでございます。

さて、本日から令和4年度の各会計決算を本委員会でご審査をいただくこととなっております。榎木委員長様、また上野副委員長様には、大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本委員会に付託されました令和4年度一般会計決算をはじめ、6議案につきまして、どうか皆様、慎重なご審議を賜りまして、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（榎木憲法） ありがとうございます。

それでは、議案審査に入る前に委員各位にご提案を申し上げたいと思います。

まず、お手元に配付しております予定表に従いまして、審査を進めてまいりたいと思います。

令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定並びに各特別会計歳入歳出決算認定の審査につきましては、まず、総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局。次に、福祉課、健康対策課、子育て支援課、そして建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課を、最後に教育委員会の順で行います。

また、各特別会計決算認定、水道事業会計及び下水道事業会計決算認定の審査につきましては、各所管の一般会計決算認定の審査後に併せて行うことといたします。

そして、全議案の個別審査終了後、現地審査を実施し、その後総括審査を行い、各議案において討論、採決を行うことと、いたしたいと思います。

本日の予定としましては、日程第1、議案第54号、令和4年度宇治田原町一般会計歳

入歳出決算認定に係る総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分、日程第2、福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分、併せて日程第3から日程第5まで、議案第55号から議案第57号までの各特別会計決算認定の審査を予定しております。

明日、20日午前10時から一般会計決算認定にかかります建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分及び議案第58号、水道事業会計決算認定並びに議案第59号の下水道事業会計決算認定を併せて審査し、最後に一般会計決算認定に係る教育委員会所管分の審査を予定しております。

そして、21日午前10時から現地審査を予定しております。現地審査の箇所につきましては、本日及び20日両日の各所管個別審査後に申出のあった箇所について、調整・決定を行うこととしております。個別審査前であっても、申し出ていただいても結構です。

そして、最終日22日午前10時から6議案の総括審査を行い、その後、各議案について討論、採決を行うこととしております。

なお、審査日程については、総括質疑等の関係から、原則、繰上げは行わないことといたします。

委員各位のご協力をお願いいたします。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎木憲法) 異議なしと認めます。よって、先ほど申し上げました順で審査を進めてまいりたいと思います。

なお、委員各位に議事進行上、お願いがございます。

総括審査において質疑のある方は、総括質疑通告書に件名・具体的な内容を記載し、21日の現地審査終了までに、私、榎木まで提出をよろしくお願いいたします。

あわせて、22日に討論を予定されている場合であっても、同様に提出を願います。

また、9月27日の会議において、討論を予定される場合にあつては、議会運営委員会開催日前日の9月25日月曜午後5時までに別紙により通告願います。

ただいまご確認させていただきました申合せ事項、及び届出用紙2枚につきましては、お手元に配付させていただいております。

ここで、職員の入替えを行います。

ただいまの出席議員は10名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の決算特別委員会を開きます。

日程第1、議案第54号、「令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

まず、総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分の審査を行います。  
最初に、当局より、決算状況の概要について説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、私のほうからは、まず令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算に係ります、全般的な概要につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

使用させていただく冊子といたしましては、分厚い令和4年度宇治田原町歳入歳出決算書。続きまして、薄い横長の令和4年度歳入歳出決算説明資料。それともう1つ、A4ホッチキス止めの決算特別委員会資料。この3種類を用いましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、決算特別委員会資料、1ページ目をご覧ください。

令和4年度一般会計決算の概要につきましては、この表にございますように千円単位でのご説明となりますが、歳入総額につきましては56億6,307万3,000円、歳出総額は54億7,905万6,000円となりまして、前年度に比べまして、歳入では7,603万8,000円の減、歳出では3,395万5,000円の減と、いずれも減少となったものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症に対する生活支援として実施いたしました、子育て世帯への臨時特別給付金事業をはじめとする、扶助費等の減が大きな要因となっております。

それでは、歳入歳出の詳細につきましてご説明申し上げたいと思います。

歳入歳出決算説明資料の5ページをご覧ください。前年度との歳入決算額の比較となっておりますのでございます。

まず、歳入でございますけれども、この表におきまして、黒塗りで潰しておりますのが令和4年度の決算数値、下の網かけになっておりますのが令和3年度の決算数値でございます。

主なものを中心に申し上げますと、まず歳入の約3割を占めます町税につきましては、法人町民税で微減となったものの、個人町民税、軽自動車税、町たばこ税で増収となり、さらに固定資産税が大幅な増収となりましたことから、町税収入全体では前年度比9.6%増の17億2,189万4,042円の決算額となったものでございます。

次に、地方交付税ですけれども、これにつきましては、歳入歳出決算書の23ページをご覧ください。備考欄でございますけれども、こちらに記載しておりますとおり、普通交付税11億7,128万5,000円、特別交付税1億1,002万2,000円の合計12億8,130万7,000円となっております。

このうち普通交付税でございますけれども、そもそも普通交付税は、標準的な行政サ

ービスを維持するために必要な金額であります基準財政需要額から、それに充当する税収見込みなどの基準財政収入額を差し引いた額で算出されるものでございまして、令和4年度は基準財政需要額が前年度より増加となりましたが、基準財政収入額も町税の増収により基準財政需要額の増、以上の増加となったことを受けまして、前年度比2.7%の減となったものでございます。

次に、国庫支出金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が増加した一方、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等が減少しましたことにより、前年度比15.2%減の7億6,509万6,495円の決算額となりました。

次に、府支出金ですけれども、地方創生道整備交付金事業である林道改良事業補助金の減等によりまして、前年度同比4.8%減の3億3,548万8,537円の決算額となりました。

次に、寄附金でございますけれども、これまで順調に拡大を続けております、ふるさと応援寄附金、すなわちふるさと納税額が2億815万7,000円となり、初めて2億円を突破いたしました。また、未来につながる道路網の整備に対してご支援をいただきました企業版ふるさと応援寄附金が1,130万円となるなど、総額では23%増の2億2,075万7,000円の決算額となったところでございます。

次に、繰入金ですが、財政調整基金やふるさと応援基金等からの繰入れによりまして、前年度比1.1%増の1億7,739万8,000円の決算額となりました。

次に、町債ですが、消防ポンプ自動車整備事業債、繰越事業であります役場庁舎跡地整備事業債等の増加はありましたものの、地方交付税相当額であります臨時財政対策債が大きく減少となりましたことにより、町債全体の決算額は前年度比17.6%減の4億4,373万円となりました。

以上、歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして主な費目ごとに申し上げます。

同じく歳入歳出決算説明資料の今度は9ページをご覧ください。

大きな変動要因等を中心に、申し上げたいと存じます。

まず、総務費でございますけれども、基幹系システム運営費等の増加によりまして、前年度比3.5%増となる11億9,009万8,442円の決算額となっております。

次に、民生費でございますけれども、子育て世帯への臨時特別給付金事業等の減少によりまして、前年度比8.2%減の13億4,906万1,921円の決算額となっております。

次に、土木費ですけれども、町道新設改良事業が増加いたしましたものの、新市街地連絡道路整備事業等の減少によりまして、5.5%減となる8億800万9,844円の決算額と

なっております。

次に、消防費ですけれども、高機能消防指令システム部分更新事業や消防ポンプ自動車更新事業等の増加によりまして、39.3%増の3億1,431万4,754円の決算額となっております。

次に、教育費ですが、総合文化センター改修事業や遠隔学習支援機器等整備事業の減少によりまして、2.0%減の5億5,807万847円の決算額となっております。

次に、公債費ですが、起債の償還が進む一方で、近年借り入れました起債について元金償還が増加してきておりますことから、6.7%増の5億2,430万9,154円の決算額となっております。

以上、歳入歳出の主なものを申し上げたところでございます。

決算特別委員会資料、これの1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

ただいま申し上げました歳入歳出の結果、この表の上段のC欄のとおり、歳入歳出差引額、すなわち形式収支は1億8,401万7,000円の黒字となりました。ここから翌年度に繰り越すべき財源を引きました実質収支、Eの欄でございますけれども、1億6,703万1,000円の黒字となっております。そして、このE欄から前年度の実質収支を差引きいたしました単年度収支、Gの欄でございますけれども、これにつきましては3,490万3,000円のマイナスとなっております。そして、この単年度収支に実質的な黒字要素でありますH欄の財政調整基金への積立金1億1,004万4,000円、この内訳は、前年度の令和3年度剰余金のおおよそ半分となる1億1,000万円、残りは基金利子によるものですが、この積立金をプラスいたしまして、逆に赤字要素となるJ欄の財政調整基金の取崩額2,000万円を引きました、最終的な実質単年度収支は5,514万1,000円の黒字となったものでございます。

続きまして、中ほどの小さな表でございますけれども、最近10年間の主要指標の推移として、各比率・指数等を掲載させていただいております。

まず、上段の実質単年度収支でございますけれども、これは今申し上げましたように、当該年度の実質的な収支を表しているものでございますけれども、この表にございますように、令和4年度は平成23年度以来10年ぶりに黒字に転じた前年度に引き続き、2年連続の黒字となったところでございます。

それから、2段目は経常収支比率でございますけれども、令和4年度の数値は83.6%となっております。この数値は、財政構造の弾力性を示す指標として使われておりまして、いわゆる地方税ですとか、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経



常的に入ってくる財源、経常一般財源と申しておりますけれども、これを人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されるものの占める割合を表したものでございます。

例えますと、本町の場合、経常的に入ってくる100に対して、どうしても必要なものが83.6%あるというような意味で、残りの16.4%で自由な施策等を実施することができるというような意味としてご理解いただければと思います。

令和4年度におきましては、経常一般財源において、町税は増収となりましたものの、地方交付税及び臨時財政対策債の減収が主な要因となりまして、前年度に比べて2.4ポイント悪化したところでございます。

それから、下段の財政力指数でございますけれども、これは3か年平均で求めておりまして、財政基盤の強弱を示す指標とされております。1に近いほど自力で財源調達できており、財政基盤が強いとされておりますもので、1を超えますといわゆる不交付団体ということになります。この指数は、普通交付税の算定に用います基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数字でございまして、本町の令和4年度数値は0.57となりまして、前年度に比べて0.02ポイント悪化いたしました。

続きまして、決算特別委員会資料の3ページ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断各指標をご覧ください。

これは、法律に基づきまして、財政状況を数値化いたしまして公表することで、深刻な状況に陥ることを回避し、もし算定された数値が悪ければ、それ以降は国の指導や関与を受けながら、必要な財政健全化対策を進めていくということとなるものでございます。

指標といたしましては、この一番上の表にございますように、健全化判断比率の推移として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの項目について本町がどうなのかということを示しておるものでございます。この4つの項目それぞれに対しまして、早期健全化基準、すなわち黄色信号と言われる基準ですけれども、それから財政再生基準、すなわち赤信号基準と言える数値がございまして、例えば、実質赤字比率ですと、早期健全化指標は15、財政再生基準は20でございまして、これを超えてくると危険ということになるというものでございます。

まず、一番上の「実質赤字比率」でございましてけれども、決算特別委員会資料3ページ一番下にございますように、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合でございまして、「標準財政規模」といいますのは、この資料の4ページの

一番下にございますように、地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標でございまして、標準的に収入し得る経常一般財源の大きさでして、令和4年度における本町の標準財政規模というのは32億3,134万8,000円でした。

ちなみに、この資料の10ページに普通会計財政状況調（令和4年度）という表があるかと思えますけれども、これの一番右、上から3つ目に標準財政規模というのがあろうかと思えますが、今申し上げましたように、本町の標準財政規模は、令和4年度で言いますと32億3,134万8,000円となっておりますのでございます。

この標準財政規模に対してそれぞれの負債がどうなのか、というようなところがこれから申し上げる各比率でございまして。

戻りまして、先ほどの実質赤字比率ですが、そもそも普通会計につきましては決算が黒字でしたので、この標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合につきましても黒字でございまして、バー表示となっております。

続きまして、2段目の連結実質赤字比率ですが、これも4ページにございますように、これは先ほどの標準財政規模に対する、今度は全会計を対象とした赤字及び資金不足額の割合でございまして。令和4年度につきましても、一般会計を含む他の会計は全て黒字でありまして、公営企業会計も資金不足がないということで、全体としては黒字となりまして、これにつきましてもバー表示となっております。

続きまして、実質公債費比率でございまして、標準財政規模に対する地方債の元利償還金の割合でございまして、一般会計から元利償還として払う分だけではなく、公営企業からも償還をしております公債費に対して、一般会計から繰り出す分なども全て含んでおります。

公債費につきましては、公共事業等債や地方道路整備事業債、下水道事業債等の償還額が増加しておりますことから、実質公債費比率は9.1%となりまして、昨年度に比しまして1.1ポイント悪化をしております。

続きまして、「将来負担比率」でございまして、これは普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、具体的には、全ての会計と一部事務組合等における借入金残高に対しまして、一般会計が負担する額や全職員の退職金への負担額など、今後支出が必要となる額から町の基金など貯金の額や交付税措置分等の充当可能財源を差し引いた、要は将来において一般会計の負担となる額の程度を指標化したものでございまして、将来の財政への圧迫度を示すものでございます。

本町におきましては、新庁舎建設や道路整備等に伴う地方債残高の増加により、これ

まで保ってきました将来負担比率のマイナス数値が平成29年度からはプラスとなりまして、令和元年度からは100%を超える比率となっておりますが、令和4年度は普通交付税及び臨時財政対策債の減少により、標準財政規模が約2,000万円減少いたしましたものの、基金積立が約2億2,000万円増加いたしましたことにより、将来負担比率は100.0%となり、前年度に比べ1.7ポイント好転いたしました。

このように、現時点においては、早期健全化基準内の数値ではありますがものの、今後につきましては、地方債残高のピークが当面継続し、基金も活用していく見込みでございますので、将来負担比率は当分の間、高い状態が見込まれるところでございます。

それと、もう一度3ページにお戻りいただきまして、資金不足比率の推移につきましては、これは公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示す比率でございますけれども、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算でありますことから、これも資金不足額はなく、バー表示としているものでございます。

以上、いずれの指標も基準内となっております、現状におきまして財政の健全性が確保されていると言えるのではないかと考えているところでございます。

なお、まとめといたしましては、ここ数年で歳入の大幅な増加を見込むことは困難な状況の中、歳出につきましても扶助費や宇治田原山手線等の大型投資的事業の進捗に伴う公債費など義務的経費が増加し、財政調整基金をはじめとする積立金も減少することが見込まれますことから、本町を取り巻く財政環境は引き続き非常に厳しい状況が想定されるところでございますが、町の将来を見据え、中長期的な視点で健全な財政運営の継続を強力に推進していかなければならないと認識いたしておるところでございます。

以上、まず全般的な決算状況の概要説明とさせていただきます。

○委員長（榎木憲法） 続いて、総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分の主要な施策の成果について説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、続きまして、令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算中の関係課所管分に係ります、主要な施策の成果につきまして、A4横長の主要な施策の成果、この冊子に基づきまして、その主なものをご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。

企画財政課所管の役場庁舎跡地整備事業費（繰越事業）でございますけれども、これにつきましては、令和4年度分の決算が4,891万9,118円となっております。本件につきましては、旧役場庁舎について建築物の解体、電気・機械設備の撤去をはじめ、法面復

旧工事、敷地用地測量、庭木等の移設などを行ったものでございます。

なお、当該敷地につきましては売却の方針としておりますが、約60年もの間、町のシンボルとして住民に親しまれ、長く地元荒木区に見守られてきた経過がございますことから、売却に当たりましては、価格のみの競争ではなく、土地活用の内容も含めて売却すべきと考え、土地活用の提案を求める公募型プロポーザル方式による売却手続を令和4年11月から始めましたが、結果的には応募者がございませんでした。

こうした状況からも、現在は2回目の公募を急ぐのではなく、広く個別に各種事業者との協議や聞き取りを進めている状況でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

同じく企画財政課所管のふるさと納税推進事業費、1億167万7,496円の決算額でございます。本町にふるさと納税としてお寄せいただく寄附金は、これまでの取組が功を奏して年々増加を続け、令和4年度では1万1,012件、2億815万7,000円もの実績を残すまでになりました。また、返礼品のご協力をいただく事業者も60事業者、400品目を超えております。

この決算額は、寄附金に対する返礼品、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載等に係る費用総額でございまして、サイト掲載内容のブラッシュアップや、未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトなど、特色ある使い道を含めた発信など、訴求力の強化にも努めてまいりました。

今後とも返礼品を通じて本町の魅力や町内産業のPR等にもつなげてまいりますとともに、お寄せいただいた寄附金は、次世代を担う子どもたちへの事業展開に活用してまいりますと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

総務課所管のデジタル防災行政無線整備事業費、これも繰越事業でございますけれども、2,728万円の決算額でございます。

本件につきましては、これまで役場や消防団において使用しておりました、アナログ式の移動系防災行政無線の老朽化並びに法的に規格が不適合になることへの対策といたしまして、新たに無線のデジタル化を図ったものでございます。事業概要といたしましては、役場本庁舎に基地局を、そして役場や各消防器具庫へ車載型3台、携帯型36台を整備し、発災時における通信の確保、情報収集及び伝達の円滑化、防災活動の迅速性・正確性の向上を図ったものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

税住民課所管のコンビニ交付導入事業費、944万6,963円の決算額でございます。

本件につきましては、マイナンバーカードを利用してコンビニ店舗等で住民票の写し、それから印鑑登録証明書を取得できるシステムを構築したものでございまして、令和5年3月13日よりサービスを開始し、曜日にかかわらず午前6時30分から午後11時まで利用可能となりましたことにより、住民の皆様の利便性向上と証明書交付事務の効率化を図ったものでございます。

続きまして、46ページをご覧ください。

総務課所管の女性消防団員確保事業費、64万2,400円の決算額でございます。

本件につきましては、消防団員のサラリーマン化により、特に昼間における地域防災力の低下が課題となります中、女性ならではの視点等を生かした各種活動を行っていただこうと、女性消防団員の創出を図ったものでございます。

チラシ配布や個別勧誘に努めた結果、令和4年12月14日には女性消防団員任命式を執り行い、7名の方々を任命させていただきました。以降、広報や各種啓発など予防活動を中心に活躍いただいているところでございます。

続きまして、47ページをご覧ください。

同じく総務課所管の消防ポンプ自動車更新事業費、5,555万円の決算額でございます。

本件につきましては、常備消防力の維持・強化を図ることを目的に、京田辺市消防署宇治田原分署に配備しております消防ポンプ自動車を消防車両更新計画に基づき、更新したものでございます。主な装備といたしましては、600リットルの水槽を搭載しておりますとともに、新たに圧縮空気泡消火装置、<sup>キャブス</sup>C A F S 装置と呼んでおりますけれども、これも新たに装備をいたしました。

以上が、関係課所管分に係る主要な施策の成果でございます。よろしくご審査たまわりますよう、お願いを申し上げます。

○委員長（榎木憲法） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

議案第54号に係る関係課所管について、質疑のある方は、ページ数、事業名を明確に指定し、簡潔にお願いします。

質疑のある方は挙手願います。宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 歳入歳出決算説明資料5ページから、質疑いたします。

前年度との歳入決算額の比較において、先ほど奥谷理事より、令和4年度の町税、固定資産税が増加した旨の説明がありましたが、その内容や内訳についてもう少し説明を詳しくお聞かせ願いますでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 宇佐美委員のご質問に、お答えさせていただきます。

町税のほうが増えた要因といたしまして、固定資産税の増がございまして、固定資産税につきましましては、令和4年度は、家屋につきましましては令和3年中に完成した法人の工場の新築、また償却資産についてはその新築工場に伴う設備投資ですとか、あとは機器更新等が順調でございましたことから、大幅増となったものでございます。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） ありがとうございます。町内にある企業については、竣工した家屋に続いて、事業に用いる建築物や機械・器具、備品などの導入が大幅に増えた税収だと理解しました。

今後も山手線が整備され、企業誘致が進めば町税の歳入が見込めるものと期待をしております。

続いて、歳入歳出決算書47ページに記載しています、消防ポンプ自動車共同調達負担金696万1,261円とありますが、「共同調達負担」とは何なのかを含めて、もう少し内容をお聞かせ願いますでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 令和4年度に消防ポンプ自動車の更新を、井手町と同時期にさせていただきました。この自動車購入に係りましては、京都地域連携交付金でありますとか、地方債を活用して購入をいたしました。その地方債につきましまして充当率100%の緊急防災減災事業債と、充当率が75%の防災対策事業債を、京田辺市消防本部内でそれぞれ1台ずつ起債するという事になっておりまして、緊急防災と防対債の充当率の差25%を両町で公平に負担するために、井手町より負担金として12.5%を一括で収入したものでございます。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 緊急防災減災事業債と防災対策事業債という、充当率の違う起債を利用するために、井手町と同時に消防ポンプ自動車を購入され、両町で公平に負担金を分ける形ということにされたということですね。詳しい説明を聞かせていただきましてよく分かりました。理解できました。

続きまして、主要な施策の成果の46ページにあります、女性消防団確保事業費についてお尋ねいたします。

女性消防団の人員確保のために募集チラシの配布とか、個別勧誘等のご努力をいただ

いた結果、7名もの女性の方に入団いただきました。そのことにつきましては感謝の意を表したいと思います。

そこで、加入いただいた女性消防団について、発足以来、現在に至るまでの活動についてお聞かせ願えますでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 女性消防団につきましては、先ほど奥谷理事のほうからも説明がございましたが、令和4年12月に発足以降、二十歳のつどいにおいての新成人に向けての団員勧誘チラシの配布であったりとか、消防団広報紙「かわらばん」の編集・発行、さらには今年度に入ってからですが、7月に開催されました綴喜消防操法大会の訓練激励、また操法大会本番における写真撮影、また選手等へのインタビュー等の活動をしていただいているところでございます。

また、この後、10月15日に予定をいたしております、本町の総合防災訓練へも参加をいただきまして、司会・ナレーションであったり訓練指導等を行っていただく予定をいたしております。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 発足以来、ご説明いただいたような様々な活動に積極的にご参加いただいているようで、とてもうれしく思っています。女性ならではの能力を十分生かして、住民への防火・防災指導、啓発活動を行っていただき、火災や災害を未然に防ぐことを目的とした活躍を期待をしております。また、災害時には、女性ならではの、きめ細やかな支援にも期待をしております。

今後も女性消防団の活躍を、心より願っております。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） よろしいですか。

では、続きまして、今西委員。

○委員（今西利行） では、私のほうから1点だけ質問します。

主要な施策の成果の3ページ、ふるさと納税推進事業費について質問いたします。

令和4年度の寄附実績は、昨年度に比べて約3,000万円増の約2億1,000万円で、大変努力されたと思います。

そこでちょっとお聞きしますが、寄附については、「未来を担う子どもたちのための事業に活用する」ということになっておりますが、令和4年度については1億3,000万円取り崩したとしていますが、今回はどのような形で使われたのか、お聞きいたします。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） ふるさと応援基金の充当先ということで、全てを申し上げるには量が多いんですが。一例といたしましては、未来挑戦隊チャレンジャー事業費であつたりとか、育児用品の購入助成事業、こういったところから、先般、馬場委員の一般質問でもございましたけれども、保育所運営費、こちらに6,400万円、あるいは小中学校校内ネットワーク運営費に2,350万円、学力充実事業費に1,150万円等々、全ては「子どもたちのため」ということで、共同調理場の運営費等にも充ててございますし、事業数で言いますとおおむね20を超える事業に1億3,000万円を充当させていただいたところですよ。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

直接、子どもたちの未来チャレンジャーとかに投資する面と、間接的に投資する面というのが分かることになりました。この使い方については、今後、有効にまた使っていただくというふうをお願いしておきます。

以上を申しまして、私の質問を終わります。

○委員長（榎木憲法） 続きまして、原田委員。

○委員（原田周一） まずは、私のほうでいろいろ財政的なことを含めて、今回、質問調べていたんですけども、調べているうちにずっとこの3分の2の期間、会計監査いうんですか、やったということで、一応財政的な質問もその都度やってきましたんで、全て割愛しまして、1点だけご質問いたします。

歳入歳出決算書の59ページに情報伝達システムの事業費、これが載っています。416万6,000円ほどなんですけど、この事業につきましては、かねてから同報系のこととか含めてずっと質問させていただいたんですけど、今回、災害が今非常に多いということで、いまだに家の気密性が高いために、屋内にいますと、やはり相変わらず聞こえにくいという実情があります。それで、現在、災害の長距離スピーカーの整備だけではなくて、情報伝達にはどのような情報の発信方法というんですか、ということで取り組まれてきたかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 災害・防災情報の発信方法につきましては、まずは家ではテレビであつたりラジオ、町ホームページ等のインターネットを活用していただくというこ



とではございますが、本町では、今おっしゃっていただきました防災用長距離スピーカー、また防災アプリ「<sup>アット</sup>@ I n f o C a n a l」であったり、防災・防犯情報メールというのが発信方法としてはございます。

○委員長（榎木憲法） 原田委員。

○委員（原田周一） 当初の広報車でずっと回っていたことから思うと、相当進んだとは思いますが。

しかしながら、いろいろテレビ、ラジオとか防災アプリというような今お話があったんですけども、私も今、スマホで防災アプリ、防災・防犯情報メールというようなものも登録させていただいています。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、防災アプリのインフォカナルいうんですか、いうのも私登録はしているんですけども、これと、それから防災・防犯情報メール、これは府のやつやったと思うんですけども、これの登録件数、これをちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 防災アプリのインフォカナルにつきましては、令和5年9月現在で登録件数が378件。そして、防災・防犯情報メールにつきましては、気象情報のほうが569件、そして防犯・犯罪情報が528件となっております。

○委員長（榎木憲法） 原田委員。

○委員（原田周一） 非常に少しずつではとは思いますが、まあまあ増えてきていると、登録者数が、とは思いますが、最近、私の住む緑苑坂地区なんかの老人会の皆さんと話していても、極端に言うたら、10人が10人も今スマホをお持ちなんです、もう既に、ガラケーではなくて。ですから、もっと登録いうのを、まだまだこれは宇治田原全体でいくと老人の方のスマホの取得率をもっと高いと思いますんで、やはり大雨なんかのときに、やはり長距離スピーカーではなかなか聞こえにくいという現実があるんで、このあたりをもっと増加させていく、そのための周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 今年度の町民の窓6月号にも掲載をさせていただきまして、周知をしているところでございます。今もおっしゃっていただきましたが、徐々にではございますが、登録者数も増加しております、今後もこういった広報紙等を活用しまして周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（榎木憲法） 原田委員。

○委員（原田周一） 町長は、常日頃、住民の安心・安全ということで、今回も防災公園を兼ねた中央公園、こういうのも作っていただいております。ですので、登録もできる限り、ほぼ100に近いような形の周知をぜひ広めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 次に、浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 私のほうから、2点ほどお聞きしたいと思います。

主要な施策の成果の5ページですけれども、デジタル防災行政無線整備事業費（繰越）ということで、旧のアナログからデジタル化を図ったということでございますけれども、設置を行ったのはこの内容で分かるんですけれども、それ以降、大きな災害等はなかったと思うんですけれども、もしそのようなことが起こった状態、再度ちょっとお聞きするんですけれども、予算のときにも聞いたかなとは思ってますけれども、デジタル化したメリットを再度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 今回のこの更新、特徴的なものを申し上げますと、この主要な施策の成果の5ページ、一番最後に④その他、方式というところに2周波半複信方式というものを今回は採用しておりますが、今までは1周波ということでございました。例えば、途中で障害物、山等がございましたら移動局同士でつながらないというふうなことがございましたが、今回は2周波半複信方式ということで、役場を基地局といたしまして、移動局のAから一旦役場を経由して移動局Bへということで、非常にここでつながりやすくなるというところが、今回更新した一番のメリットではないかなというふうに考えているとでございます。

○委員長（榎木憲法） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 山の多い本町については、そういうメリットがあるということで再確認させていただきましたけれども、それ以降、起きた災害がなかったということで、ありがたいなと思っておりますけれども、またその折には大いに活用していただきたいと思います。

続きまして、主要な施策の成果の47ページになります。消防ポンプ自動車更新事業費でございます。

ここでは、先ほど担当理事のほうからもありましたけれども、圧縮空気泡消火装置、

CAFSというんですか、こちらの装置のことについてちょっとお聞きしたいなと思います。

この消火装置でございますけれども、たしか泡が出てきて酸素を遮断するというようなところをお聞きしたと思うんですけれども、それ以後、これを使ったような件数等ございましたでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） この購入以後、そういった、幸いですけれども、使用する機会はなかったというところがございます。

○委員長（榎木憲法） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） たしか、水を使うよりもわずかな量で済むというようなことで、予算のときにお聞きしたと思うんですけれども、再度確認したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 今回のポンプ、水槽の容量につきましては600リットルということになっていますが、約600リットルですと従来は1,000リットルでしたので、それに比べると水量が少なくて済むというふうに聞いているところがございます。

○委員長（榎木憲法） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 良い車両になっていると思います。ぜひ一度、しっかり説明を現場で聞きたいものがございます。

それと、もう1点ですけれども、旧のポンプ車についてはどのようにになっているのかなど。決算から外れるのかもしれませんが、ちょっと気になる場所なので、関連して質問させていただきます。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 前の消防車につきましては、今年度でございますけれども、オークションによって売却をさせていただきました。一応、100万円で売却できたというところがございます。

○委員長（榎木憲法） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 決算ではないので申し訳ないんですけれども、お聞きさせていただいて、そうか頑張ってやってくれてんねんな、ということがよく分かりましたので、ありがたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 続きます、山本委員。

○委員（山本 精） それでは、私のほうからは歳入歳出決算書の33ページですが、歳入のところの総務費の委託金のところにあるんですが、ここに自衛官募集事務委託金というのが入っています。これは歳出を見てもその辺の項目が見当たらないんですが、これどういうふうな形で委託金というのが、基準というか、そんなんでもらえてるものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 飯田補佐。

○総務課課長補佐（飯田謙吾） こちらの委託金につきましては、自衛官募集に係る広報紙への記事掲載、またホームページのバナー広告の費用、こちらのほうを各自治体に配分される委託金を上限に交付されるものです。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうふうないろいろなことに使われているということなんですけれども、先日、一般質問でさせてもうた件で、そういうふうなところには使われてないということでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 飯田補佐。

○総務課課長補佐（飯田謙吾） こちらの委託金については、あくまでも広報紙の掲載、ホームページのバナー広告、そちらに使っているものです。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。先ほど、前に言うたとおりの形で、自衛官募集で適齢者名簿の提出というような形でされてるわけですがけれども、そのところには使われてない、自発的なのということだというふうに思うんですけれども、これについては、やはりいろいろな懸念がありますので、やはりやめていってほしいなというふうには思っています。

○委員長（榎木憲法） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 募集事務に関しましては、先ほど飯田補佐が申しあげましたように、広報費用とかに充てさせていただいておるということでございます。

それと別に、今、山本委員おっしゃいました名簿提供に関しましては、先般の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、法律に根拠がございます。それに基づきまして私どもは進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） その辺のところは、これ以上言わないにしておきます。

あと、先ほど浅田委員のところも出ていた主要な施策の成果47ページの消防ポンプ自動車更新事業費の件なんですけれども、確かに新しく圧縮空気泡消火装置というのが付けられた、その効果も実際は多分あれなんですけれども、使われていないということでは分からないと思うんですけれども、これ以外で、いろいろなこういうような形で物が装備されていると。以前から多分あると思うんですけれども、今回の装置とか装備品で、進化というか、装備が進化したような部分というのがどんなものがあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） 先ほど来、ご質疑をいただいておりますこの泡消火装置C A F Sと言われるものです。ここは進化したものであるというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） ほかに、装置そのものが進化したというようなことではないということですね。

○委員長（榎木憲法） 村山課長。

○総務課長（村山和弘） はい、もちろん、今まで付いていたものが最新になっているという意味では、進化しているというふうに捉えていただいても結構かな、というふうに思います。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。消防自動車は本来出ないほうがいいのは確かなことなんで、そういう点でも、出たときにきちっと使えるような形のものが装備されたということ言えば、宇治田原町だけではなくてよそのところに出て行くこともあると思うんで、しっかりとそういう形でされたということを楽しんでいます。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 次に、馬場委員。

○委員（馬場 哉） それでは、決算の全般について、先ほど固定資産税のほうはかなり増大したということで、比較すると約1億3,000万円ほど昨年に比べて増加しているんですけれども、その理由につきましては、先ほどの答弁で理解をいたしました。固定資産税の増加については、企業の動向にもいろいろ注視が必要です。今後ともその点については的確な評価をお願いしたいと思います。決算の監査委員からの意見書の中

で、4ページに、「従来にも増して的確な課税客体の把握」というふうに書いてあるんですが、この点につきましては、固定資産税の中の償却資産、これは150万円までならば償却資産については課税されないというふうな、そういうルールというか基準になっていると思うんですけども、「従来にも増して的確な課税客体の把握」というふうに意見もされているところですが、今後ともきっちりと償却資産については把握していきはるという方向に全体を向けるのかどうかを少し教えていただけたらと思います。

○委員長（榎木憲法） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 課税客体の把握というところで、令和4年度につきましては、例えば償却資産で言えば、太陽光発電施設についていろいろ調査する中で、課税させていただくとか、そういったような取組もしております。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） それは、地方税機構との連携により、そういうふうにされていくということに理解してよろしいですかね。

○委員長（榎木憲法） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 税機構との連携でそういった取組をしているところでございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） その点については、事業者においては国の助成金とか町の助成金とか、そういうのを活用されて購入されたものについては、やはり10万円を超えたものについては一応償却資産になるということなので、その点は少し地方税機構と連携しながら的確な把握という方向については理解をしていきたいというふうに思います。

それに関連するかどうか分かりませんが、先ほど奥谷理事の説明にもあったように、固定資産税が大幅に増えたことにより、それが要因として交付税が減らされたというふうなことで理解をしておりますけれども、今後もしわゆる企業進出等々により税収が増えていけば、地方交付税は減るという流れについて、そういう理解で基本的にはいいかと思うんですけども、補足があればお願いしたいんですが、「基準財政需要額」という部分の算定については、主には人口であるとか道路の延伸であるとかそういうところ辺を機械的に計算されて基準財政需要額が算定されると思うんですけども、今後しばらくは、人口も横ばいから少し減少になっていくところがございますし、道路の延伸も庁舎まではできましたけれども、それ以降はまだ一応計画段階ということで、その基準財政需要額の今後の推移も踏まえて、基準財政需要額ということについて少し改めて説

明をお願いできたらというふうに思います。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 地方交付税のご質問に対してですけれども、地方交付税はあくまでもナショナルミニマムを確保するための財源保障機能というふうに理解しております。いわゆるセーフティーネットとして、最低限の行政を行うに不足する財源を補ってもらうものであると。

ご指摘のとおり、税収が増えますと基準財政需要額との隙間が減りますので、普通交付税の交付額というのは減る理屈で間違いございません。基準財政需要額を構成する人口であったり道路延長であったり、また小中学校の児童生徒数であったり、それらの要素というのは、あくまでもこれまでの施策の事業の結果であって、この部分の需要額が増えていけば、交付税としてバックされる以上の費用が必ず必要になってまいります。ですから、需要額を増やしにいく、あるいはキープをするというベクトルは、必ずしも財政を好転させる、そういった方向には向かないのかなど。留保財源を増やすという方向には、必ずしもいかないというふうに捉えております。

自主的な施策を遂行するための余白を生み出すためには、あくまでも自主財源である税収拡大を目指すことこそ財政収支を好転させる、それしかないというふうに考えているところでございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） その説明で、大変よく分かりました。

しかしながら、基準財政需要額の機械的に算定される主な要因として人口の部分があるので、人口の部分については、明日にでもまた説明を求めたい。人口というか、移住定住については、明日にでも説明を求めたいというふうに思います。

それから、主要な施策の成果の1ページになるかと思うんですけれども、役場庁舎跡地の件でございます。この点につきましては、先ほど説明もございましたが、プロポーザルを一度されて、それが不調に終わって、現在は行政から様々なところへ働きかけている、そういう状況ではあるというふうにお聞きをしましたけれども、働きかけがある程度見通しが立った後につきましては、改めてプロポーザルをしていただいて、データ的に事業が分かるように説明をしていただくという、2回目のプロポーザルをされるという予定、お考えはあるのでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの馬場委員のご質問に、ご答弁申し上げたいと思います。

令和4年度に整備いたしましたので、その後においてプロポーザル方式で募集を行ったところでございますけれども、どなたもいなかったということで、内部的にいろいろと検討を重ねていく上で、2回目もプロポーザルでもう一度やるか、とこういうような案もあるわけでございますけれども、先ほど来、冒頭に総務担当理事のほうから申し上げたように、それよりも広く個別に、まして旧庁舎跡地もそうした歴史のあるところでもございますし、また地元の住民の皆さんとの関わりのある非常に重要なところでもございますので、ただ売却は行っていきたい、これは以前と変わりはないんですけれども、そういう面では、今現在、そういった町の人も喜んでいただけるようなところと個別に今も鋭意努めているということで、うまく話しが行けば、議会のほうにはまずもって報告していきたいというように思いますけれども、今現在は一生懸命取り組んでいるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の副町長の説明で、取組を行政から伝えたいということで理解をいたしました。

奥谷理事もおっしゃいましたけれども、あそこは町民の財産でもあります。当然、町民の財産とある程度行政が把握している売却価格というのはあるかと思うんですけれども、私の個人的な意見ですけれども、考え方によっては、施策によっては、ある程度の売却価格を抑えてでも、施策によってはそれを全体の跡地の活用を進めていかなんというふうに私個人としては考えていますので、その点、機会を逃さないように的確な判断をされていくほうが、私はいいいというふうに意見を申し上げておきます。

これで跡地については以上でございます。

それから、ちょっと主要な施策の成果の2ページに関係することで、行革の大綱の計画について、ちょっと今資料はないかと思うんですけれども、説明はできると思うんで、お聞きをしたいと思います。第7次行政改革大綱実施計画の4ページ①-3で、「スクラップの徹底とサンセット方式の原則化」とこういう部分があるんですけれども、この新規事業の「原則サンセット方式」というのはどういうものなのか。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 今回、第7次行政改革大綱を作成するに当たりまして、その3つの柱のうちの1つ、「持続可能な財政基盤の構築」というところにぶら下がる計画として、「ビルド・アンド・スクラップ」というところは、もうかねてから「あれか



これか」というところと合わせて取り組まないで財政がもたない、ということは申し上げてきています。「サンセット」という概念も過去からあった概念かとは理解しておりますけれども、必ずお尻（終期）を決めるといいますか、新しい施策を立案した際には、補助制度でも何でもそうですけれども、一定期間を決めて、その検証の結果、効果が薄いあるいはコスパが悪いという判断をしたものについては、もう取りやめていくと。そのためには、期限を切るという概念も必要なのではないかというところで、今回第7次行政改革大綱に含めさせていただいたものでございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、説明でサンセット方式というのがよく分かったんですけれども、こっちの補助制度があつて、その期間があるんやったらその期間で終期を迎えるという意味やと思うんですけれども、例えば我々とか行政の職員から提案する施策について、新規事業をするときは必ず本当によく判断をしなければいけないと思うんですけれども、ここで終わりですよという施策について、我々が提案させてもらうことは、行政の担当でもないの、財源の保証もないのでなかなか分からないところやと思うんです。そこは、行政の職員も同じやと思うんで、本当にサンセット、ここで終わりますよという新規の事業が立ち上がっていくのかという部分については、ちょっと疑問に思うんですけれども、それでもこの考え方については実行されていくというそういうお考えでよかったですでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 「大綱」というのは、理念であつたり方向性を定めるものですので、やはりそういった考え方を根づかせていかないと、なかなか1回立ち上げたのをやめる判断がつかないといったことが往々にして起こりますので、やはり一定、定められるものに限定はされますけれども、終期を決めずに何か新しいものを作るということに対しては、必ずそういった視点は我々行政改革を管理するといえますか、そのセクションとしてはそういう視点も持っていきたいなというふうには思っております。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 分かりました。そういう点も留意しながら、議員のほうもこういうのをやってほしいというのをしっかり、行政のほうでサンセットでとおっしゃっていますので、議員のほうもそういうことを念頭に入れながら施策を提案していくべきではないかなというふうに私は考えています。

それと、先ほど、原田委員の質問であつたので少し思い出したんですけれども、防災

の関係でいくと、もちろん我々は携帯持ってますし、行政で言えばインフォカナルとか防災・防犯情報メールもちろんあるんですけども、最近、スマホのアプリの中でいろいろな民間の防災アプリが出ています。その防災アプリの中で、いろいろな民間出ているんですけども、NHKの防災アプリというのが非常に便利なので、それは行政のほうから紹介していくことはできないのでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時24分

○委員長（榎木憲法） 休憩前に引き続き会議を再開します。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 馬場委員ご指摘のとおり、NHKのアプリを開いているいろいろな情報を知る内容で、かなり幅広く便利なものでございますので、NHKということで公的なところでもありますので、我々といたしましてもそういうところの周知、そういうものも本町の手法と併せてNHKとかそういう公的な部分に関する周知も併せてやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 続きまして、山内委員。

○委員（山内実貴子） それでは、先ほど馬場委員のほうから主要な施策の成果の1ページ、庁舎跡地のことでお聞きになったんですけども、素朴な質問なんですけど、今、前の旧庁舎にあった松の木とか石とかを新庁舎のほうに移転をされて、まだ少し庭の部分が残っているかと思うんですけども、もう会計的にはこれで全て終わりなんですか。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 建物の滅失あるいは造成といいますか、地ならしをする作業も含めまして、私ども行政が行う工事というのは、この限りでございます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 今後、もしどこかがそこを活用するということになった場合、もうそこの交渉の中で何かそういう会計上のものが発生するということはないんですね。再度、すみません。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 売却をするときの条件として、いわゆる「現状渡し」といいますか、その状態で引き渡しをするということを前提にしておりますので、その後は買い受けされた事業者様のほうで利用をしていただくというのを前提に考えております。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 分かりました。

そして、では、主要な施策の成果の3ページのふるさと納税のところなんですけれども、ここは先ほどもありましたけれども、ふるさと納税推進事業費ということで、いろいろなところ、65事業者、400品目ということで拡充をされてきているんですけれども、そういう事業者からの「そこに参入しての何か業績が上がった」とかそういう声とかは聞かれているのでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） ちょっと個別の事業者様の業績までは承知をしておりませんが、まずもって、インターネットを通じた商取引といいますか、そういうところを全くされてこなかった事業者様も、このふるさと納税というツールを利用して全国とつながる、それによって機会創出を図っていくという面では、「すごくありがたい」というご意見といいますか、感想を言っている事業者様がおられるのは事実です。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） そういうふうにどんどん参入されていくのはすごくいいことだと思いますので、個人企業とかでもなかなか良い物を作っていらっしゃるとかいうこともあると思うので、そういうところにもまた、ぜひそういうふうに参加してふるさと納税のほうに関わっていただけるようにと思います。

以上です。

○委員長（榎木憲法） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） ないようでございますので、日程第1、議案第54号に係る関係課所管分の質疑を終わります。

ここで職員の入替のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午後1時00分

○委員長（榎木憲法） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第2、議案第54号、令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定に係る福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分の審査を行います。

一般会計歳入歳出決算認定の審査後に、日程第3から日程第5まで、議案第55号から議案第57号までの各特別会計についても併せて審査を行います。

まず、一般会計に係ります福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分の主要な施策の成果について説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、私のほうから、福祉課所管事業につきまして、主要な施策の成果に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、12ページ及び13ページをご覧くださいと思います。障がい者自立支援給付等事業費及び障がい者地域生活支援事業費でございます。

障害者総合支援法に基づきまして、障がいのある方を総合的に支援するため必要となる各種障がい福祉サービスの給付や事業を行い、障がいがある方の自立した日常生活、社会生活の営みを支援いたしました。

決算額につきましては、障がい者自立支援給付等事業費が2億9,067万4,876円、障がい者地域生活支援事業費が912万2,084円となっております。

各事業におけます給付内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果のほうに記載をさせていただいておりますとおりでございます。

14ページ、15ページ、16ページの、3ページを併せてご覧をいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍の影響、または原油価格物価高騰により厳しい状況にある方々への支援として、住民税非課税世帯等に対し給付金を支給し、その方々の生活・暮らしを支援いたしました。

14ページ及び15ページに記載の、1世帯当たり10万円の給付を行った住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費は、令和3年度繰越事業及び令和4年度新規事業として実施したもので、決算額は、令和3年度住民税課税状況に基づく3年度繰越事業分が618万2,793円、また令和4年度住民税課税状況に基づく令和4年度事業分が1,312万8,549円となり、令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯等合計いたしまして815世帯の生活・暮らしの支援を実施したところでございます。

また、16ページに記載をさせていただいております、1世帯当たり5万円の給付を行った住民税非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金事業費は、決算額4,076万7,546円となり、家計が急変した世帯を含め、合計758世帯の生活・暮らしの支援を実施したとこ

ろでございます。

次に、17ページ、高齢者・障がい者施設等事業所物価高騰対策支援金交付事業費でございます。

長引くコロナ禍による施設の利用控えや物価高騰の影響により、事業運営の厳しさが増した高齢者・障がい者施設等に対しまして、その利用者負担を増やすことなく、介護サービス及び障がい福祉サービスを安定的に提供するため、事業運営継続の支援を実施いたしました。決算額は200万円となったところでございます。

福祉課所管事業につきまして、説明は以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、私のほうから、健康対策課所管の主要な施策の成果についてご報告申し上げます。

主要な施策の成果、18ページをご覧ください。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業費でございます。こちらのほうは、令和4年度からの新規事業として新たに福祉課等々関係課との連携のもと、高齢者の健康づくりと介護予防を推進したものでございます。

内容といたしまして、ハイリスク者へのアプローチとして、後期高齢者医療の医療情報から対象者の抽出を行いまして、健康状態不明者等への面談、また低栄養者への電話での保健・栄養指導を行い、必要な場合には保健指導や関係機関との連携を行い、適切な医療支援につなぎました。

また、ポピュレーションアプローチ、広く裾野を広げたアプローチといたしまして、保健師による町内14か所への通いの場への訪問でありますとか、健康教育・相談、啓発、ふれあいサロン等での健康相談でありますとか、あるいは出前講座のほうの要請を受けての健康教室。また、フレイル状態の把握と予防啓発という形で、これは輝齡者しゃんしゃん教室という名前で行っておりますが、そういった啓発のほうを行う教室を行ったところでは。

それぞれの対象者数、回数等はこちらのほうに書いてございますとおりでございますので、またご覧おきください。

次に、26ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症予防対策事業費でございます。

こちらのほう、新型コロナウイルスワクチンの全額公費負担による特例任意接種につきまして、前年度からの追加接種の継続、また新たに4回目の追加接種並びにオミクロ

ン株の対応ワクチン接種を実施したものでございます。

接種内容等は中ほどに書いてございます表のとおりでございます。

本町といたしましては、町のほうが行います役場庁舎での集団接種を中心に、その接種体制を確保したところであります。3回目の追加接種は4月、5月に実施、4回目の追加接種は7月から9月、オミクロン株対応接種は10月から翌2月の間、計25回の集団接種を実施し、約8,000名弱の方が集団接種で接種を受けられたところでございます。

接種率につきましては、一番下のほうに令和5年3月末現在の国のVRSシステム（ワクチン接種記録システム）のほうからの率を記載しておりますので、またご覧おきいただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） それでは、子育て支援課所管の事業に係ります、主要な施策の成果につきましてご説明いたします。

まず、21ページをご覧ください。

うじたわらっ子家計応援事業費でございます。

本事業は、電気・ガス・食料品など価格高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減するために、高校生世代までの子どもを養育している保護者に対し、町内共通商品券を配布したものでございます。子ども1人当たり1万円の商品券を733世帯、1,286人、支給額は1,286万円で、決算額は事務費を含み1,335万9,244円となりました。

次に、25ページをご覧ください。

出産・子育て応援事業費でございます。

本事業は、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児関連用品の購入等に係る経済的支援を行うものでございます。令和4年度につきましては、3月補正で計上いたしまして、令和4年の4月にさかのぼって、出産された方には出産応援支援金と子育て応援支援金各5万円を、妊娠された方には出産応援支援金5万円を支給いたしました。延べ87人、支給額は435万円で、決算額は事務費を含みまして628万5,000円となりました。

子育て支援課からは以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

議案第54号に係る関係課所管分について、質疑のある方は、ページ数、事業名を明確に指定し、簡潔にお願いします。質疑のある方は挙手願います。山内委員。

○委員（山内実貴子） それでは、まずは、主要な施策の成果の18ページ、健康対策課、先ほどご説明いただいたのですが、ちょっと1つだけ、内容のところの（1）の①で、「健康状態不明者等への面談」ということで、18名となっているんですが、これは面談ができた方が18名ということで、健康状態不明者というのはもっとたくさんおられるものではないでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 今、ご指摘のとおり、後期高齢者医療のほうのKDB（国保データベースシステム）の情報から、全く健康診査を受けておられない方、あるいは医療も介護も使われていない方、そういった方を健康状態不明者という形で抽出しております。その中で面談に至った方が18名という形になりますので、絶対数としては、分母はそれより多い数の方がいらっしゃいます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 全くそういう何かに関わっていられないということは、健康でいらっしゃるのか、またそうではなくてもなかなかそういうところに関わっていけない方もいらっしゃると思うんですけれども、この健康状態不明者の面談とともに、2番では「電話での保健・栄養指導」とありますが、この方たちはやはり何かにご指導をということで電話をされていると思うんですけれども、その方たちの反応というか、電話をいただいてどういうふうなお声があったのか、分かればお聞かせください。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 委員長、申し訳ございません。先ほどの答弁について、1点訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの「健康状態不明者」ですけれども、こちら抽出者が18名でございます。それに対して面談を行ったのが10名という形となっておりますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

電話での保健・栄養指導のほうなんですけれども、こちらのほうは、同じくKDBのデータのほうから、要は低栄養にあると思われる低体重の方ですとか、そういった方を中心に電話での相談をさせていただいたというところがございます。

ただ、保健師のほうに聞いておりますと、もともと若い頃から細身の方が実は結構中心で、病気とかネガティブな要因での体重減少や低栄養者の方はほとんどいないというところを聞いております。

ただ、高齢により食べる量が減っている様子があって、実はうちの町は、ヘルシーな

食事が野菜中心と捉えていらっしゃる方が結構多いと聞いております。そこで高たんぱくな食事が大事になるというところが、この面談の中で明らかになってまいりましたので、令和5年度の輝齡者しゃんしゃん教室では、高たんぱくの栄養指導教室につなげたところでございます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） やはり農家さんが多いので、おいしい野菜が多くてつついタンパク質が必要やということが、なかなか分からないのかもしれませんが、そういう取組はすごく大事やと思いますので、ぜひともまた続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、主要な施策の成果の19ページ。育児用品購入助成事業費ということで、これは1歳までのお子さんに、2万円までの育児用品の購入費を助成しているということであり、表を見せていただくと、1人2万円という計算にはなかなかならないと思うんですけども、満額もらっておられない方が多くおられるのでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） ほとんどの方が満額をもらっていただいています、大抵年間お一人が2万円に満たないというような数でございます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当に申請に関しては漏れなくということで声かけをしていただいて、できるだけたくさんの方に、ほとんどの方に申請していただいていると思うんですけども、できれば満額をもらえるような取組をまた進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） この事業は、申請期間が「1歳になられるまで」ということで、1年近くかかっております。その間に1歳のお誕生日前には、こちらのほうからお電話でお知らせをさせていただくんですけども、そのときに金額のほうも保護者のほうにご確認をいただきながら、もし足りないようであれば、申請期間までの間に必要なものを購入いただくよう、またお勧め等させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） よろしくお願ひします。本当に1人2万円というのは大きなものだと思いますので、しっかり使っていただくようお願いしたいと思います。



主要な施策の成果の25ページです。

出産・子育て応援事業費ということで、急遽取り組んでいただくことになった事業やと思うんですけれども、経済的支援ということでもらっていただく分には皆さんしっかりもらっていただいているかなと思うんですけれども、この事業の中には、相談等に応じる伴走型支援というものもあると思うんですが、ちょっと年度がぎりぎりやったかもしれないんですが、どの程度令和4年度にはされたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（榎木憲法） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 母子保健の関係では、これまで妊娠の時期から出産また子育てに至るまで、保健師・助産師のほうで丁寧な相談に応じてきたところでございます。

この事業になりましてから、特に特別なことというようなことでは対応はなくても、これまでどおりということでございます。

ただ、この事業につきましては、妊娠時また出産時にアンケートにお答えいただきましてからの、経済的支援の5万円のご申請ということになりますので、アンケート内容等につきましては、国が指示しているものも含めまして、本町のほうのお聞きしたい点も併せて丁寧にお聞きをする中で、これまでどおりの、またこれまで以上の伴走型支援に取り組んできたところでございます。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当に今までも、すごくやはり寄り添って妊娠・出産に関しては関わっていただいていると思いますので、これからもこれまでに増して、また寄り添っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 続きまして、馬場委員。

○委員（馬場 哉） 予算書の60と71ページになりますか、出席の担当課に係る一般会計からの各特別会計への繰出金についてお聞きをしたいと思います。

というのは、今日は皆さん予算書をお持ちではないと思うんですけれども、こういう、これは7月20日の京都新聞の記事なんですけれども、担当課にはお渡ししておりますので、確認はしていただいておりますけれども、国民健康保険料が府内で最大2倍近い差があるということで、その内容の主な記事になっておりまして、宇治田原町は京都市内の市町村でいきますと、久御山町、精華町、宇治田原町と3番目に高いんです。

この記事をご覧になった町民の方々から、どういうことかというふうに聞かれること

が多いので、今回質問させていただくんですけれども、この69ページにある国民健康保険特別会計の繰出しについては、一般会計から出しているわけなんですけれども、この記事の中に、一般会計からの特別会計から見る繰入れで国保料を抑えている市町村もあるため、この京都府内での保険料の差は一概には比較はできないというふうに書いてある内容があるんですけれども、宇治田原町におきましては、一般会計からの繰入れにつきまして、いわゆる国の基準である基準内、基準外という言い方をしますと、赤字補填をしているのか、そうでないのかを少し教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） この69ページの民生費からの繰出金と受けるほうの国保の繰入金のほうで、繰入金のほうを見ていただいたほうが項目が分かりやすいかとは思いますが、この一般会計審査でそのページで説明させていただいてもよろしいですか。

（「出すとこないんです」と呼ぶ者あり）

○健康対策課長（岡崎一男） それとも、もう繰出しだけで。分かりました。

まず、赤字補填としての繰出しはしておりません。多数の項目の繰出金があるんですけれども、基本的に国の財政措置、交付税措置がされているものや特定の財源があるので繰入れを行っているものがほとんどで、それぞれはいわゆる基準内と言えるかと思えます。

あと、本町独自にといいいますか、やっておりますのが、地方単独事業の国庫負担金、要は福祉医療とかで一部負担の率が下がった方は、その分だけ病院に行く率が高くなる。その分の国庫負担は減額されることに対して、町の施策として一般会計から国保会計に繰り出しているというのが1つと。人間ドックの国保会計でやっています被保険者の保健事業費。こちらは先ほどの様々な健康増進のほうにもつながっていく一般施策としての側面を持っておりますので、そこに対する政策的な支援、この2つは基準内外と云っていいのかわかりませんが、本町独自に行っているものですが、単純な赤字補填の繰出金はございません。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、私聞いた、新聞の記事の中にも赤字補填のことが書いてあったのでそこを取り上げたんですけれども、本町でも国の基準で言う基準外のものはあることはあるんだが、それについては施策に基づいた独自の施策であるので、そういう分け方をすると基準外になるかもしれないけれども、それについては今後の保険料を抑える施策につながるのやっていきますというそういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） はい、そのとおりでございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） それについては、当然、町の財政もそんなに赤字補填ができるような状況でもございませんので、それは住民の方々にも理解していただいて、今回、この記事をご覧になってお問い合わせいただいた住民さんには、私のほうからしっかりそういう事情で国保料についてはこの水準なんですというふうにお伝えしていきたいと思えます。

国民健康保険料につきましては、府内で統一化というふうに数年前から上がっているんですが、この記事にもあるように、なかなか現状は難しいそうですけれども、記事の中では今後スケジュールを決めて統一化をしていくというのを明記する可能性もあるというふうに記事では書いております。

本町は、従前から少し高めであるので、直接的な影響はないのかもしれませんが、国保料の統一化についての今後の京都府での見通しについてはどうなっているでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） これも一般会計のほうでお答えしてもよろしいですか。

国保の保険料水準の統一につきましては、平成30年度の国保制度改革の際に、都道府県が主体となって国保を給付していくという新しい法律のもと進めている中で、現状は、京都府内市町村はご指摘のとおり各市町村が、京都府がその時々を示す標準税率はあるんですが、それを考慮しながらそれぞれの市町村が別々に保険料なり保険税を設定しております。

京都府の現状で示されているスケジュールは、令和6年度から8年度、その前に府内の保険料の統一なんですけれども、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料とする完全統一、要は簡単に言ったら京都府内の全ての方が同じ料率になるというものと、各市町村から京都府のほうに納付金という形で、各市町村の医療費水準を反映したお金を出しております。それを今加味した状態で各市町村に標準税率出しておるんですけれども、それを反映させない、納付金ベースで統一するという2つの進め方があるというふうに府のほうから、全国的にそういうふうになっております。

京都府のほうでは、令和6年度から令和8年度の3か年間で納付金ベースでの統一に向けた移行準備期間、令和9、10年度で納付金ベースでの統一移行期間、令和11年度か

ら令和16年度の間で納付金ベースでの統一を目指すと。令和17年度までに完全統一を行いたいというイメージを示されているところです。

○委員（馬場 哉） よく分かりました。こういう新聞の記事が載ったので、多分、行政のほうにも問い合わせしはる住民さんはいらっしゃるかもしれませんが、そこら辺を丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、繰出金で言いますと、後期高齢者と介護保険も一応予算書に載っているんですけども、介護保険のほうは基準外、基準内という言い方ですればどうなんですか。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、介護保険特別会計に対する繰出しということでお答えをさせていただきます。

まず、介護保険につきましては、町の一般会計より繰出し、介護保険側からすれば繰入れしているものにつきましては、被保険者の方々が直接介護サービス等を受けられた場合に必要となる介護給付費に関するものと、それから被保険者の方が間接的に受けられる、つまり給付開始に向けた事務等認定審査会でありましたり、介護保険調査、もしくは認定審査事務費、職員の人件費に要する費用とに分けられております。

直接的と表現させていただいています介護給付費につきましては、国のそれぞれの町の負担の率に基づいて繰入れをさせていただいていますし、間接的なものにつきましても介護保険制度を運営する上で必要なものを町のほうから繰出しをさせていただいております。

ご質問にありますように、赤字補填につきましては、介護給付費の準備基金を設けておりますので、そちらのほうで介護給付費の増加については対応していくという方針となっております。

介護給付費の急激な増加につきましては、短期的な場合は基金からの取崩し、それから長期にわたる場合につきましては、3年ごとに見直す介護保険事業計画において保険料を新たに算定していくということにしておりますので、財源不足を補うための繰出しというものをいただいているという状況でございます。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） すみません。後期高齢者医療特別会計のほう健康対策課のほうになりますので、改めてですけれども、こちらのほうもいわゆる基準内といえますか、基本的に後期高齢者医療広域連合が運営する保険給付に対して、私どもが保険料を適切に賦課し、その収入をまた出すという形での分になっていまして、一般会計から

の繰出しも赤字補填のものはございません。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。後期高齢者医療とか、介護保険とかのほうに質問がいつててるんですけども、そちらのは別の会計で審査がありますので。

○委員（馬場 哉） 一般会計からの繰出しの部分、もうこれ以上しません。以上で終わります。

○委員長（榎木憲法） 続きまして、森山委員。

○委員（森山高広） もともと質問あったんですけども、山内委員の質問内容と全く同じで、答弁も十分いただきましたので、これにて終わりたいと思います。

○委員長（榎木憲法） 森山委員は質問が山内委員と重なっていたので次の方に移ります。続きまして、山本委員。

○委員（山本 精） 主要な施策の成果のところでは12ページになりますが、障がい者自立支援給付等事業費の関係なんですけど、1つは、4番目の障がい児通所給付というのがあります。これについて633件というふうに書いているんですけども、具体的にどういう事業なのか、分からない点があるんで教えてもらえますか。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 障がい児通所給付につきましては、主に放課後デイサービス、それから児童発達支援等のサービスを指しております。利用人数につきましては42名の方が昨年度利用されておまして、延べ633件という数字になっておるところでございます。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 放課後デイということですが、本町にはどこがあるのかということ、本町だけで賄っているのかということをお教えいただけますか。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） まず、本町での事業所数といたしましては1か所、むく福祉会様のほうがやられておる事業所になります。先ほど申し上げた放課後デイサービスを33名がご利用されておるんですけど、そのうち約26名が町内むく福祉会の事業所のほうに通われておると。残り7名の方につきましては、町外の事業所に通われておるという状況でございます。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 町外ということで、町外というのはあれですか、要するに周りの町外ということで田辺とか宇治とかその辺というふうと考えていいのでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 放課後デイサービスということになりますので、町内、宇治田原町外におけますと、やはり近隣市町というふうに考えていただいて結構かと思います。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

こういうサービスをきちっと進めていくというのは必要やと思いますし、今後、大きくまた進めていってほしいと思います。

それから、次に、6番目の軽・中等度難聴児支援とあります。ここに関しては以前からも子どもだけにされているということなんですけれども、現在、やはり高齢者の加齢性難聴に対する補助というのがだんだん自治体のところで増えてきているような状態があります。その中では、やはり今、かなり問題になっている認知症の予防になる、そういうふうな研究発表もされているところなんですけれども、これについてはなかなか国が動かないというところで各自治体のほうで補助を出しておられると思うんですけれども、本町でもそういうような点については検討してはどうかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 加齢性難聴に対するご支援ということで、これまでからご質問、またはこちらのほうからご答弁ということをしていただいておりますというふうに思っております。

その中でもお答えさせていただいておりますとおり、やはり加齢性難聴に対する支援につきましても、本町のほうからどこまでの範囲で補助をしていくのか、という判断基準がないという状態でございますので、なかなか即実施というのは難しいというふうに考えております。

また、加齢性難聴に対する学会での発表なども行われておるといふふうに聞き及んでおるところでございますけれども、そちらのほうで加齢性難聴に対して補聴器が有効であるというふうに判断されていくに当たりまして、また国、府のほうで制度化なりされていくと思いますし、そのようになった場合には、波に乗り遅れることなく補助を検討していきたいというふうに考えております。その制度化もしくは補助の財源につきましても、議員のほうからもご支援いただけますようお願い申し上げます。

○委員長（榎木憲法） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。ぜひとも状況を見ながら、進めていってほしいなど

思います。以上です。

○委員長（榎木憲法） 続きまして、今西委員。

○委員（今西利行） 主要な施策の成果の13ページの、障がい者地域生活支援事業費について質問します。

障がい者に対する様々な支援をしていただくことはよく分かるんですけども、以前にも質問しましたが、精神的な面での自立した生活ができにくい方については、なかなか受け皿がなくて悩んでおられる家庭もございます。そのことについて、どのように令和4年度は対応されたのかお聞きしたいんですけども。

○委員長（榎木憲法） 太田補佐。

○福祉課課長補佐（太田智子） ご答弁申し上げます。

障がいがあるご本人あるいはご家族等からのご相談を受ける事業者として、障がい者生活支援センター委託ということで3事業所に相談事業を委託しております。

これら相談事業者との連携により、相談支援からサービスの提供、定期的な訪問、関与など、自立に向けた支援を行っております。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 障がいについては、目に見える障がいと目に見えない障がいがあると思うんですけども、特に目に見えない障がいについては、医学的な対応とともに適切な環境、居場所づくりなどが必要だというふうに考えます。

また、関連して、社会が複雑になればなるほど社会に適応できにくい子どもたちも増えてくるのではないかと考えております。誰もが安心して住めるまちづくりが大切だと考えますので、今後ともそのあたりの適切な対応、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、主要な施策の成果の18ページ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業費。先ほどもあったんですけども、これは令和4年度新規事業ということで、関係した課それぞれ連携の下に取り組みされたというふうにあるんですけども、どのような取組をされたのか、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 先ほどご説明させていただきましたように、まず、ポピュレーションアプローチの通いの場というのは、元気はつらつ若返り塾をされています一般介護予防の11地区での会場と、ほか3つのおやじエクササイズとか、にりんそうとか、フリースタジアとかそちらの福祉課のほうが介護予防事業されているところに本町の医療専

門職、保健師等が出向いて、そういった訪問をし、健康相談を行うというものでございます。

また、健康教育につきましては、先ほどもございました出前講座の活用、あるいはふれあいサロンのほうへの出向きというのもありますので、出前講座といえば社会教育課になりますし、ふれあいサロンのほうは社会福祉協議会のほうが関わっておられると思うんですけども、要はそこら辺の垣根を越えて保健師のほうが身近に相談に行くといところで連携をしているところでございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 今説明あったんですけども、もう少し通いの場とありますけれども、それを具体的にもうちょっとどういう場所でどのような方が具体的にはおられて、人数的にはどんなかということもちょっと教えてください。

○委員長（榎木憲法） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時38分

再 開 午後 1 時38分

○委員長（榎木憲法） 休憩前に引き続き会議を再開します。中村課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、福祉課のほうが介護予防趣旨普及啓発事業として実施しております、元気はつらつ若返り塾・おやじエクササイズ・元気アップ教室、それぞれの利用人数についてのご答弁だけさせていただきます。

まず、元気はつらつ若返り塾につきましては、町内11地区公民館にて開催を各月 1 回ずつしておるところでございます。昨年度は140回開催いたしまして、参加は延べ人数といたしましては1,200名の方、平均といたしまして8.7の方が利用をされておるとい結果になっております。

また、おやじエクササイズにつきましては、文化センターで月 2 回開催をさせていただきますして、昨年度23回開催をさせていただきますしてあります。参加延べ人数249人ということで、平均といたしまして各回10.8の方が利用をされておるといような状況でございます。

また、元気アップ教室につきましては、やすらぎ荘、場所を変えて住民体育館などもございますが、年 4 クール、1 クール10回と。3 か月間で年 4 クール行っております。38回開催をさせていただきますして、延べ480人、参加決定ということで参加をしていただいた方が58人ということになっておる状況でございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。



○委員（今西利行） いろいろな取組していただいているということで、それから連携した取組の報告もありましたので、今後、こういう横の連携が大事やと思いますので、引き続き連携を深めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 続いて、宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 決算書75ページ、各種がん検診事業費についてお尋ねいたします。

最近、がんに関する予防や早期発見についての関心が高まってきている中、女性特有のがんとして乳がんや子宮頸がん等、また男性特有のがんとしては前立腺がんについても早期発見の重要性が着目されています。本町の受診率はどのように推移しているのかをお尋ねいたします。

○委員長（榎木憲法） 奥西補佐。

○健康対策課課長補佐（奥西正浩） 各種がん検診、特に女性特有のがんや前立腺がんは集団検診では実施しておりませんが、がん検診に関しましては、コロナ禍におきまして参加人数が極めて低下した事業の1つであります。

実際、令和2年度、コロナ禍が始まった頃に対策を取り始めまして、電子申請の導入であったり、令和4年度であれば、前立腺がんにおいては各医療機関において、町に申請なく前立腺がん検診を受けられるというような制度を取らせていただいております。

特に、乳がん等女性のがんに関しましては、申請期間を約3か月前倒しにして実施させていただいたところ、乳がん検診におきましては、令和3年度が313件で令和4年度に関しましては359件、ということで約1.2倍。子宮がん検診に関しましては、161件が302件、ということで約1.8倍。前立腺がん検診に関しましては、142件が198件ということで約1.4倍というふうになっております。

今後がん検診等の検診事業につきましては、受診率向上を目指しておりますので、令和5年度に関しましても、各種新たな取組をとって受診率の向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） それらのがん検診については、ニーズの高まりとともに電子申請を導入されたことから、ともに受診率がそれぞれ向上していることがよく分かりました。

それを踏まえてですけれども、ほかのがん検診も含めて、さらなる受診率の向上のために、今後の対応策などあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） うちの保健師のほうが、府主催のがん検診受診率向上のためのワーキングとか、非常に積極的に参加してくれていまして、先ほど課長補佐が申し上げましたように、様々な工夫をしてきたところです。

少し先ほどの答弁と重なりますけれども、電子申請による申し込みもそうですし、町広報紙等折り込みはもちろんのこと、町ホームページ、また乳がんの集団検診のほうでは託児スペースを設けるなど、様々な工夫をまいりました。

令和5年度の新しい取組になりますけれども、工業団地の立地企業のほうにご協力を得て、がん検診と禁煙といたしますか、そういったことの啓発ポスターもさせていただいたところです。それらを含めまして、もう一つさせてもらったのは、特定の年齢の節目の方に個別通知を行うというところを、今年度は時期をずらして皆様に周知を図ったところです。

そういった分析から、個別勧奨というのはかなり有効だなというところは考えておまして、今は節目の方への個別勧奨が中心になっておりますけれども、例えば去年は受けられたけれども今年は受けられていないとか、受診間隔が空いていらっしゃる方を抽出して個別通知を行うとか、それと併せて受付期間を延長するというようなこともちょっと検討してまいりたいとは考えているところでございます。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） がん治療については、定期検診受診率を上げることで早期発見、早期治療につながります。個別アプローチやウェブアプローチを今後もさらに進めていくことで、住民へのきめ細やかな健康づくりに努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、主要な施策の成果の18ページ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業費ほかについてお尋ねいたします。

ご説明と先ほどのご答弁と少し重なるところもございますが、私の視点でお尋ねしたいと思います。

高齢者の保健事業と介護予防の観点から、高齢者が生きがいをもって、安心して暮らし続けるために、多くの住民が少しずつ健康リスクを軽減して、結果的に多大な恩恵をもたらすことが可能となります。ポピュレーションアプローチは、とても重要な施策と考えております。

本町も、輝齡者しゃんしゃん教室ですとか、ノルディックウォーキング講座、ちよい

トレ筋活教室など、健康教育・相談、啓発を実施されていますけれども、参加状況や参加された方の感想、意見など集約されておられればお聞かせ願えますでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 主要な施策の成果18ページの、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の中での輝齡者しゃんしゃん教室の反応につきましては、先ほどの山内議員さんのご答弁と重なるところもございますけれども、各種健診データを加味した上で、ご本人様に合った状況を説明しつつ、輝齡者しゃんしゃん教室の中で様々な健康教育をすることで、参加していただいた18名の方には非常に満足をいただいたというふうに受け止めております。

それから、19ページのうじたわらウォーキング事業の中で、今、ご質問いただきましたノルディックウォーキング、あるいはちょいトレ筋活のほうもさせていただいたところ です。

こちらそれぞれアンケートを行ってございまして、ノルディックウォーキングのほうにつきましては、事業内容について満足というふうにお答えいただいた方が46名中46名、100%の方が満足いただいていると。

ノルディックを日々の運動に取り入れたいという方が、9割弱というところで、そういった事業評価といいますか、満足度をいただけたかと思っております。ちょいトレにつきましては、事業内容につきまして14名中12名の方が満足という形で、8割5分の方が満足いただいているのと、今後、健康づくりのために自ら筋トレしたいという方が、8割弱の方がお答えいただいたところですので、私どもがターゲットとしております早い時期からの運動習慣を身に付けていただくというための教室としては、それぞれ成功もしておるかと考えているところです。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 参加された方から満足という意見が多く寄せられたことに、これらの事業について有意性を感じることができました。今後ともよろしく願いいたします。

また、これらの教室の通いの場に来られるという方は、もともと健康に関心がある層であり、もともと健康に関心のない人とか、予備軍でありながら自覚をしていない人を含めて、健康に関心を持たない、または持てる状況にない層には届かないことが予想されます。ポピュレーションアプローチは幅広い年齢層にも働きかけ、住民の健康づくりに欠かせないものだと思います。ノルディックウォーキングをはじめ、先ほどのがん検

診もそうですけれども、他の健康対策事業も含めて幅広く住民に周知するためにも、ウェブページとか広報紙等の情報発信ほか、今後どのような啓発をされていくのかをお尋ねいたします。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） がん検診につきましては、先ほど、奥西課長補佐と私のほうから、様々な工夫をしながら広報を行うというところをお伝えしたところですが、今年度事業になります、ウェブを用いた広報ということになりますと、実は8月31日の検診終了日までの約1週間、町ホームページの到着情報のところに、あと何日、あと何日というカウントダウン表示を初めてさせていただきました。そのカウントダウンについては、終了まであと何日、というような広報の仕方をしたところ、お盆明け以降の受診申し込みが増えたというふうに判断しております。

それから、ノルディックウォーキングやちょいトレ筋活につきましては、先ほども申し上げましたように、ターゲット層を成壮年期といいますか、子育て層も対象としていきたいというところがありましたので、乳児健診時や子育て支援センターに、電子申請のQRコード付チラシを配布させていただいたり、これも令和5年度になりますけれども、移住定住のうじたわらいくのインスタグラムに子育て層の方がよく見られるだろうというところを踏まえて、まちづくり推進課と協力して記事のほうを投稿させていただいたようなところでございます。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 住民に必要な情報をあらゆる伝達方法を駆使することで、広くそして分かりやすく周知することはとても大切なことだと思います。今回の答弁でよく分かりました。今後ともよろしく願いいたします。

集団全体をよりよい方向にシフトさせるためにも、健康に関心を持たない、持てる状況にない層へのアプローチがやはり必要だと思います。具体的な方策の1つとしてですけれども、増え続ける生活習慣病を予防するために、例えばポイント付与の制度を取り入れてみてはどうでしょうか。健康づくりとして各教室とか講座、取組をはじめ、特定健診を受ける、各種の健康づくりイベントに参加するとか、健診の結果、翌年度の検査値が改善したことでポイントを付与して、取得したポイントによって健康グッズ、例えば万歩計ですとか血圧計、人間ドックの割引券とかは一とバスの割引券などをもらえるような特典があれば、多くの方に関心を持ってもらうことができると思うんですけれども、その点はいかがででしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 健診や各保健事業について、インセンティブのためにポイントを付与するという取組は、実は10年ほど前に3か年度だったかと思いますが、UPカード会と連携させていただいて、健康づくり応援ポイント事業という事業をさせていただいたことがございます。

結果を総括したところ、残念ながらそれほど本町においてそのインセンティブは住民さんの受診率の向上にはつながらなかったということもあって、3か年度で終了したという経緯でした。

私どもといたしましては、先ほど申し上げました周知の工夫でありますとか、周知の媒体の工夫が効果があるという分析を今しておりますので、基本はそちらに置いていきたいとは考えておりますけれども、インセンティブは今、宇佐美委員がおっしゃったように様々な形があつて、時代も変わってきておりますので、また先進市町村の事例とかもご教示いただく中で、また調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 健康管理とか健康づくりに関しては、やはり個々の日々の生活がある中で、地道な努力を持続させて取り組まなければなりません。導入段階での動機づけとしてポイント制も有効な手だてとなると思いますので、またその点もよろしく願います。

最後ですけれども、少し視点を変えてお尋ねしますけれども、かねてから本町のまちづくりにおいては、移住定住の促進においてはとても重要な方針の1つとして進められてきたと認識しています。当然、生涯を通じて健康維持に関する各施策の充実は、移住定住の面からも大切なPRとなるはずで、誰しも住居を決定する上でこれらのことは重要な要素であります。そのあたりも含めてどのように考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 本町、まちづくりの重要な視点で、移住定住の促進ということで、特に子育て世帯をターゲットに置いて進めてきているということは、私も認識しております。また、第二の人生として宇治田原にお越しになる方もいらっしゃると思いますので、特に子育て世代につきましては、当然、親の方がいらっしゃるわけで、我々が今取り組もうとしている子育て層への健康増進ですとかそういったところを、こういうこともやっているんだよというところが移住のPRになるのは間違いないと思っ

ています。

先ほど、うじたわらいくのインスタグラムアカウントで、ノルディックウォーキングとかを載せさせてもらったときに、移住定住促進のためのアカウントなので、「宇治田原町では働き盛りの世代の方の健康づくりにも積極的です。」という形で、記事を投稿させていただいたところですので、当然、終の住処を決めるときに、そのまちがどんな健康づくりとか健診とか保健事業をやっているかという情報はすごく大事な要素になると思いますので、当課としては、そこの部分でできるところをより充実させていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） ご答弁がありましたように、きめ細やか健康対策事業推進は、あらゆる世代が安心して暮らせるまちづくりに直結すると思っておりますので、これからも活気あふれるまちづくりにつながっていく施策を、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（榎木憲法） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） どなたか質問されると思って、先ほど手を挙げなかったんですけども、この主要な施策の成果の14それから15ページ、16ページの給付金の事業についてなんですけれども、これ特に14ページの住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費のあれは、繰越しの事業なんです。令和3年度の実績が787世帯で718世帯というようなことがここに明記されているわけです。4年度が57世帯という受け取り方でいいんですよ。実際に718と57足しても775世帯ということで、100%にならないということです。

それから、15ページなんか101世帯に対して94世帯と。以下、一緒なんですけど、このあたりの差が出てきた、当然この非課税の方の世帯の、例えば途中で亡くなったとかいろいろな事情はあると思うんです。そのあたりは全部つかんでおられるのか、どのようにフォローをされてきたのか、そのあたり、もしよければお聞かせください。

○委員長（榎木憲法） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 令和3年度に始めまして、繰越し事業として行っております。これが令和4年度新しく始めた給付金の事業につきましては、まずこちらのほうから非課税世帯と思われる方々に対しまして、確認書の送付をプッシュ形式で送付させていただいております。

その給付金を受給されるには要件というものがございまして、1つは非課税世帯であ

ということ。こちらにつきましては、本町のほうで課税状況より情報をつかんでプッシュ形式で送らせていただいているわけでございます。

そのほかに「課税者からの扶養を受けていない」という要件がございます。こちらにつきましては、例えば町外に息子様、娘様がおられた場合に、その方の扶養に入られていたという場合につきましては、本町の税情報の中ではその部分の確認はできませんので、こちらから送付した確認書に、ご本人様が親族から扶養を受けていないという情報を記載していただいて、返送していただく形になっていきます。

明らかに確認書を送付した世帯と、返送していただいて支給をした世帯の差がございますけれども、その確認書を送り返してこられなかった世帯につきましては、確固たることは申し上げることはできませんが、ご本人様でご判断された場合に、息子様または娘様の各方の扶養に入っておられたので、自ら申請をしなかったという方がおられる。もしくは、届いたんだけど、封書を開けずにそのまま放置しておられた、期限が過ぎておられたというような方もおられるかもしれません。この差の数値につきましては、あくまでも、今お答えしたのは想像の部分ではございますけれども、そのような要因があるということでご理解をいただけたらいいかというふうに私のほうは判断しております。

また、申請忘れを防ぐために、どのようにしているかという点につきましては、基本原則3か月という期限を設けておりましたので、確認書の送付から1か月もしくは2か月たった時点で、申請まだですがどのようにされていますか。というような勧奨の通知を送らせていただいております。その勧奨の通知を複数回送らせていただくことによって、ご本人様からこれ何やってんやろと、何回かお手紙同じようなものが来ているんだけど、というような問い合わせがありまして、改めて支給につながっておるといようなこともございますし、勧奨の中には高齢者の方でしたら、ケアマネージャー等の事業者の方々にそのような事業を町のほうがやっているの、問い合わせがあればお答えください、もしくは案内をしてくださいというように形で、事業の執行についてはなるべく多くの方々に支給ができるようにと努めておったところでございます。

○委員長（榎木憲法） 原田委員。

○委員（原田周一） 大変よく分かりました。

それで、いろいろフォローもしていただいているということなんですけれども、あくまでこれ非課税で、生活困窮まではいかなくても、そういう対象のいろいろ経済的な支援が必要な方というふうに、そのための給付なんで、その後返送されてなくて辞退さ

れる方、これはもう仕方がないんですけれども。そうではないような、先ほど、中村課長の答弁にもありましたように、封を開けてないとかいうような方、できる限りそういう漏れのないように、もらえる対象の方はできる限りそういうのを受け取っていただけるようなフォローを従来から、かなりしていただいて、このパーセントもかなり高くなっているとは思いますが、だけれども、やはりあくまで先ほど言いました非課税世帯への特別給付なので、やはり今後も、もしこういう給付事業が出てきた場合も、できる限りきめの細かいフォローを担当課としてはお願いしたいと。

以上です。答弁結構です。

○委員長（榎木憲法） ほかに質疑ございませんか。

ないようでございますので、日程第2、議案第54号、一般会計に係る関係課所管の質疑を終わります。

次に、日程第3、議案第55号、「令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

当局の説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、私のほうから、令和4年度国民健康保険特別会計の決算状況についてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出決算書の152ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。令和4年度国保特会の決算額においては、歳入総額10億6,484万6,000円、歳出総額10億3,901万3,000円、歳入歳出差引額2,583万3,000円、実質収支額も同じく2,583万3,000円の黒字計上となりました。

保険給付費や国民健康保険事業費納付金など歳出は増加傾向にありましたものの、保険税徴収率向上への取組や、保健事業等保険者の努力分に対する府支出金の獲得などの歳入増への取組により、健全財政運営ができているものと考えております。

次に、歳入歳出決算説明資料の34ページをご覧ください。

こちらは、国民健康保険の年度別世帯及び被保険者異動状況の年次表でございます。年間平均の令和4年度の欄をご覧くださいますと、1,221世帯、2,030人の被保険者と、これ表を見ていただきましたらお分かりのとおり、世帯数・被保険者数は継続して減少傾向でございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

こちらのほうは、保険給付状況の中で医療費の大層を占めます、医療機関での現物給付に当たります、療養の給付等についての表になります。令和4年度の欄をご覧ください



い。件数は3万1,077件、前年度に比べ336件の減少となっております。

それに対しまして医療費の総費用額は8億581万5,056円と、前年度と比較して約1,140万円の増加となっております。

この分析につきまして、33ページをご覧ください。こちら医療費の分析④年次別診療費等の推移の令和4年度について、同じく一般被保険者の1件当たり費用額2万5,930円、前年比103%、1人当たり費用額も39万6,953円、同112%といずれも昨年度より増加している状況です。

32ページ、①総医療費に対する種別割合（一般分）ですが、この中で、種別において医療費全体の比率が最も高い入院費用が、昨年度よりも増加しております。ただ、入院に関わる受診件数自体は昨年度比で横ばいとなっております。このため、疾病の重症・長期化や医療の高度化等に伴う費用増嵩によるところが医療費の増加の大きいところというように推察しているところでございます。

今後も特定健診、特定保健指導ほか保健事業に積極的に取り組み、疾病の早期発見、重症化予防に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、26ページをご覧ください。

こちらのほうは、令和3、4年度款別決算額比較表（国民健康保険特別会計）になっております。この中で一番右側、収入割合内の調定対の欄をご覧ください。調定対というのは、本来入って来るべき100%の金額に対しての割合ということですがけれども、国保税の徴収率は、令和4年度は89.1%となっております。昨年度よりも0.5%増と、一昨年度から引き続き向上しております。保険税負担の公平性の観点からも、今後も京都地方税機構と連携し、徴収率の向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

主要な施策の成果の65ページ、特定健康診査等実施事業費でございます。

こちらのほうは、国保被保険者の健康維持・改善を図るため、メタボリックシンドローム等の早期発見を目的とした特定健康診査を行い、対象となる方を特定保健指導につなげたところでございます。

対象者等でございますが、実施期間のほうがまず7月から9月の3か月間、予備月を11月に設けて4か月間という形で実施いたしました。受診者数が725人、受診率は43.8%となっております。こちらのほうは、綴喜2市2町の中でトップとなっております。積極的な広報のほか、対象となる40歳から74歳の被保険者の方に全数通知を送らせていただくとともに、レセプトデータ等から個々の状況に応じた受診勧奨の啓発の、圧

着はがきのようなお知らせを、2回に分けて追加送付し、受診率の向上に努めました。決算額のほうは887万6,323円となっております。

続きまして、66ページ、生活習慣病予防対策事業費でございます。

これは、先ほどの国保特定健診及び人間ドックの結果により、メタボリックシンドロームの予備軍、あるいは糖尿病罹患のおそれがある方を対象に、町の保健師による保健指導を実施したものでございます。

ちなみに、令和2年度までは、この保健指導のほうは委託事業として行っておりましたが、令和3年度からは直営にて当課の保健師のほうが行っております。

特定保健指導の対象者につきましては、国基準となっております。対象者が93名、うち当該年度中の実施者が29名と書いてございますけれども、この保健指導のほうは、3か月間継続した支援と評価を行いますので、令和4年度にまたがる方もいらっしゃいます。それらを含む実施率は計45人で48.5%という形で、令和3年度と比較しますと、本町の保健師の頑張りにより、大幅に指導率のほうが向上したといえます。リスク発症者への積極的な働きかけによりまして、実施率の向上を図ったところでございます。

中ほどにございます重症化予防保健指導につきましては、糖尿病が重症化するリスクの高い方に対して、こちらも保健指導を行うものでございますけれども、63.2%という高い実施率でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 決算状況の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数、事業名を明確に指定し、簡潔にお願いします。

質疑のある方は挙手願います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 先ほどのご答弁でも個別勧奨に関してすごく力を入れていただいている、特に主要な施策の成果の65ページ、66ページでは、特定健診には予備月等も設けていただいている、受診をしていただけるように勧奨していただいているんですが、その受診率もさることながら、そこからいろいろなリスクのある方を抽出して指導をしていただいているということで、やはり指導をしていただいでてすごく前向きにされる方が多いと思うんですが、あまりそういう指導をしても反応がないと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、あまりそういうことを参考にされないというか、あまり健康対策に対して進まれない方というのは、目立つというか、そんなにはいらっしゃらないんですかね。どうでしょう。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 指導率なり、まず受診率のほうも確かに5割を切るような状態である。また、指導の中でもなかなかそんな指導要らないよ。とおっしゃる方もやはりいらっしゃいます。その結果がそれぞれの数値に表れているところだと思います。

皆さん、特に40歳から74歳の方になりますと、自らの健康に自信を持っていらっしゃる方が多い、そういう傾向はあるかとは思っておりますが、私どもとしては、それを踏まえた上で受診率の向上と、指導率の向上を目指して進めているところです。

○委員長（榎木憲法） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当になかなか指導しても聞き入れてこられない方も多いと思いますし、もともとそういうふうな指導というのは、希望しますか、希望しませんかということもあって、希望される方ということではあると思うんですが、本当に地道な取組でしか、なかなか実際のしっかりした健康対策、また予防ということにはつながっていかないと思うんですが、本当に地道なことですけれども、続けていっていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） ご指摘、まさしくそのとおりでございます、であるからこそ直営ですることによって、国保の被保険者であっても一般施策のほうにもつないでいくこともできるというところで、本町の保健師のほうが取り組んでおりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（榎木憲法） 山内委員、よろしいですか。

○委員（山内実貴子） はい。

○委員長（榎木憲法） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） ないようでございますので、日程第3、議案第55号についての質疑を終わります。

次に、日程第4、議案第56号、「令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

当局の説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 私のほうから、続きまして、後期高齢者医療特別会計の令和4年度の決算状況についてご説明を申し上げます。

こちらまず歳入歳出決算書の、170ページをご覧ください。

こちらのほうも、実質収支に関する調書となっております。令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算額におきましては、歳入総額1億5,060万6,000円、歳出総額1億4,748万4,000円、歳入歳出差引額312万2,000円、実質収支額も同じく312万2,000円の黒字計上となっております。健全財政運営を継続しているところでございます。

次に、歳入歳出決算説明資料のほうの40ページをご覧ください。

こちらのほうは、令和4年度の歳入歳出決算額款別割合を表した円グラフになりますが、左側歳入のほうにつきましては、被保険者の方からいただく保険料が76.6%、右側の歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合の納付金が95.4%を占めるという会計上の構成となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、京都府内の全市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営主体となっておりますので、広域連合のほうで保険料を決定、保険給付も連合で行われております。私ども町といたしましては、被保険者からの保険料適正に賦課・徴収し、本町の負担分を広域連合に納付しているところでございます。

38ページに戻っていただけますでしょうか。

こちらのほうも款別決算額比較表というところでございます。この収入割合内の調定対の欄をご覧ください。

後期高齢者医療費保険料の徴収率は、調定対で99.4%と一昨年度から2期連続で向上しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の大きな影響下にあったものの、普通徴収の滞納者への職員による対面での徴収も行ったところでございます。こちらも同じでございますが、保険料負担の公平性の観点からも、引き続き徴収率の向上に努めてまいります。

続きまして、主要な施策の成果の67ページをご覧ください。

後期高齢者健康診査費です。こちらのほうは、後期高齢者医療の被保険者、原則75歳以上の高齢者になりますけれども、これを先ほどの国保の特定健診と全く同じ項目の健康診査を行うことによって、高齢者の皆様に健康管理に努めていただくというものでございます。

国保と同じく実施期間は7月から9月、予備月11月という形で実施いたしまして、500名の方に受診をいただき、受診率のほうは昨年度から向上し35.5%となりました。昨年度から始めました高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業、その他様々な高齢者に向けての健康増進事業につなげるため、昨年度から対象者全員に受診票を送付することといたしました。このあたりから受診率の向上につながっていると考えていま

す。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（榎木憲法） 決算状況の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数、事業名を明確に指定し、簡潔にお願いします。

質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどの健康保険、国保それから今回の後期高齢、これ広域連合で徴収されて、先ほどのご報告で対前年上回っているというようなことで、広域連合に移ってから非常に徴収率いいいう。それは結構なことなんですけれども、裏返せば、逆に言うたら取り立てがきついんではないかと、言えば。それで、そういった面の、例えばご相談とか何とかいうのが、入っていなかったらそれでいいんですけれども。

と言いますのは、ちょうど令和4年度いうのはコロナ禍の影響が一番効いてきて、一番ひどい言うんですか、いう経済状況ぐらいの年度やと思うんです。だから、そういった意味で、かなり支払いとか何とかで困っているとかいうことが、片一方では想像できるんですけれども、だけれども、それに引きかえ、当決算では徴収率が上がっているということでごさいますんで、そのあたりはご相談とかそういうのがなければいいんですけれども、どういう状況やったかいうのだけちょっと教えていただけますか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 歳入歳出決算書の162ページをご覧くださいますと、後期高齢者医療の歳入の保険料の欄があるかと思えます。こちらを見ていただきますと、163ページのほうの備考欄にありますように、この保険料の約6割以上が年金からの特別徴収になっておりますので、その他、今、委員がおっしゃった徴収に向けての努力というのは普通徴収の部分になってくるかと思えます。普通徴収の方も当然、様々な事情があつてなられている方がいらっしゃいますので、私どもといたしましては、対面での徴収というのはきちんと行うところをしておりますので、その中で納付相談があれば、その方々の所得状況に応じて相談に乗らせていただくところを基本にさせていただいているところです。

○委員長（榎木憲法） 原田委員。

○委員（原田周一） そういう意味では、あまり延滞とか何とかというようなことの相談は、この間なかったというふうなことでいいんでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 正確な数値ベースではちょっと把握はしていないんで申し

訳ないんですけれども、件数がそれほど多いわけではありません。そういう方々に対して12月と5月には、個別徴収なり相談をさせていただいているという状況でございます。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（榎木憲法） ほかにございませんか。

ないようでございますので、日程第4、議案第56号についての質疑を終わります。

次に、日程第5、議案第57号、「令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、私のほうから、介護保険特別会計決算状況についてご説明を申し上げます。

歳入歳出決算書及び歳入歳出決算説明資料を、併せてご覧いただきたく存じます。

まず、歳入歳出決算書の200ページをご覧ください。

介護保険特別会計の、保健事業勘定実質収支に関する調書でございます。

令和4年度の決算額におきましては、歳入総額8億2,012万7,000円、歳出総額7億9,826万3,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,186万4,000円の黒字となったところでございます。

続きまして、同じく歳入歳出決算書213ページを、ご覧ください。

財産に関する調書の、2. 基金の部分についての記載でございます。基金につきましては、令和4年度末の介護給付費準備基金残高ですが、年度中におけます介護給付費の増加に対応するため、令和4年度中におきまして2,185万3,000円を取り崩しております。その結果、令和4年度末現在高といたしましては、9,502万1,056円となったところでございます。

それでは、歳入歳出決算説明資料の49ページ、保険給付費の状況についてご説明します。

まず、①保険給付の状況でございます。

令和4年度給付費総額は7億2,952万3,389円となりまして、令和3年度に比べまして5,519万291円の増加となったところでございます。この給付費の増加につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れ等により、財源を確保し給付を行ったところでございます。

給付状況の詳細でございますが、居宅サービス区分及び施設サービス区分ともに増加しております。居宅サービスにおきましては、介護認定者の増加も影響し、訪問サービ

ス、通所サービス区分それぞれにおいて増加しております。また、施設サービス区分におきましても、町内特別養護老人ホームにおける増床等の影響もありまして、4,228万289円の増加となっておりますのでございます。

なお、町内のサンビレッジ宇治田原のような特別養護老人ホームの実入所申込者数につきましては、令和4年4月で18名、それから令和5年4月1日、こちらにつきましてはまだ数字未確定でございますが、21名と見込んでおるところでございます。8月の時点でサンビレッジ宇治田原より聞き取りました入所希望者数につきましては、施設複数申込者、重複申込者が含まれてはいるものの40名となっております状況でございます。

次に、その下の②介護保険在宅サービスの利用状況を続いてご覧いただきたいと思えます。

表の一番右端に限度額に対する利用割合というものを、記載させていただいております。全体としてサービス限度に対する利用割合は58.2%となっておりますが、要支援1から要介護5、介護度が高くなるにつれて利用度というのが高くなっていくという状況が把握できると存じます。

次に50ページの③要支援・要介護認定者数についてでございますが、令和4年度末につきまして508人という状況になっております。令和3年度が516人であり、8人の減少となっておりますのでございますが、その内訳を見ますと、要支援認定者、要介護1認定は13名の減少となりましたものの、要介護2から4の区分につきましては、令和3年度認定者数の増加傾向が令和4年度においても継続しておると判断できるところでございます。要介護2、3、4でそれぞれ合計で6名、令和3年度より増加しておるという状況でございます。

次に、51ページ②保険料徴収率でございます。令和4年度現年分は99.5%で、令和3年度と比べ0.1%の増加となっております。過年度保険料につきましても5.0%で、令和3年度と比べまして2.3%の増加という結果になっておるところでございます。保険料の徴収につきましては、引き続き滞納整理、現年度分及び過年度分の徴収率の向上に努めてまいります。

続きまして、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定の決算状況についてご説明を申し上げます。

歳入歳出決算書212ページ、介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

令和4年度の決算額におきましては、歳入総額557万3,000円、歳出総額337万5,000円

と、歳入歳出差引額、実質収支額ともに219万8,000円の黒字となったところでございます。

このサービス事業勘定につきましては、町の地域包括支援センターの事業でございます。要支援1及び要支援2の方の介護予防計画に関するものでございます。

歳入につきまして、208ページ、209ページをご覧ください。

歳入の地域包括支援センターにおいて、要支援1及び2の方の介護予防計画を立てたものに係る収入で、前年度からの繰越金を含めたものとなります。合計で、収入済額557万3,299円となっておりますところでございます。

歳出につきましては、210ページ、211ページとなっております。職員人件費のほか、各居宅介護支援事業所に予防計画策定委託に要した費用を支出したものでございます。

以上が歳入歳出決算書に基づきますご説明となります。

続きまして、主要な施策の成果についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果68ページをご覧ください。

令和5年度も引き続き継続して取り組んでおる、介護保険事業計画策定事業費でございます。令和4年度におきましては、策定委員会を2回開催し、委員協議のもと、住民アンケートまでの作業を終了しておりますところでございます。令和5年度において計画素案の作成、パブリックコメント等を経まして、令和6年度を始期といたします、第9期の宇治田原町高齢者介護・福祉計画を策定することとしております。

介護保険の特別会計の決算状況についての説明は以上となります。

○委員長（榎木憲法） 決算状況の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数、事業名を明確に指定し、簡潔にお願いします。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） ないようでございますので、日程第5、議案第57号についての質疑を終わります。

本日の関係所管分の審査事項に関連し、現地審査の申出はありますでしょうか。山本委員。

○委員（山本 精） 消防自動車。

○委員長（榎木憲法） 消防車。はい。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、ここでお諮りをいたします。本日の委員会はこの程度に



とどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎木憲法) 異議なしと認めます。

本日の決算特別委員会は、これにて延会することに決しました。

なお、次回は明日20日午前10時から委員会を開きますので、ご参集のほどよろしくお  
願い申し上げます。

本日はご苦勞さまでございました。

延 会 午後2時33分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長          榎   木   憲   法